

水田園芸拠点づくり事業費補助金交付要綱の運用について

水田園芸拠点づくり事業費補助金交付要綱（令和5年4月1日付け産支第834号農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）に基づく水田園芸拠点づくり事業（以下「本事業」という。）については、交付要綱に定めるもののほか、次により実施する。

第1 産地協議会等

- (1) 産地協議会等は、事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした運営等に係る規約が定められていること。
- (2) 産地協議会等は、水田園芸拠点づくりエントリービジョン（以下「エントリービジョン」という。）に位置づけた取組主体と連携し、また必要に応じて指導・助言を行い、水田園芸拠点の形成に向けて一体的な取り組みをすすめるものとする。

第2 水田園芸拠点づくり計画策定支援、水田園芸拠点体制づくり支援

(1) 事業の実施手続

ア 産地協議会等は、エントリービジョンの取組主体に位置づけた事業実施主体が実施する事業計画をとりまとめて事業実施計画書（交付要綱別紙3）を作成し、住所地の市町村長へ提出するものとする。

ただし、取り組みが複数地域にわたる等、住所地の市町村長へ提出することが困難な場合は、事業実施主体から隠岐支庁・農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

イ 市町村長は、産地協議会等から事業実施計画書の提出があったときには、これを審査し、適当と認めたときには、交付要綱第4に基づき、隠岐支庁・農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

ウ 産地協議会等が、交付要綱第5に基づき重要な変更を行おうとするときには、ア、イに準じて行うものとする。

(2) 事業実績報告

産地協議会等は、エントリービジョンの取組主体に位置づけた事業実施主体が実施した事業実績をとりまとめて事業実績報告書（交付要綱別紙3）を作成し、住所地の市町村長へ提出するものとする。

ただし、取り組みが複数地域にわたる等、住所地の市町村長へ提出することが困難な場合は、事業実施主体から隠岐支庁・農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

(3) 事業実施状況報告

ア 産地協議会等は、事業を実施した翌年度に、品目毎に水田園芸拠点づくり計画（交付要綱別紙4）を策定し、住居地の市町村長へ提出するものとし、その翌年度から3年間、当該年度における達成状況等を市町村長へ報告するものとする。

ただし、取り組みが複数地域にわたる等、住所地の市町村長へ提出することが困難な場合は、事業実施主体から隠岐支庁・農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

イ 市町村長は、産地協議会等から提出された水田園芸拠点づくり計画を提出するものとし、その翌年度から3年間、当該年度における達成状況等を、事業実施状況報告書（交付要綱様式第6号）により翌年度の5月末までに、隠岐支庁・農林水産振興センターを経由して知事に報告するものとする。

とする。

第3 施設・機械整備

交付要綱別表1の4及び5-(2)、6に定める事業により施設・機械整備を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、購入又はリース方式により施設・機械整備を行うものとする。
- (2) リース方式による場合の補助金額は次のアおよびイの算式より計算した額のうち、いずれか小さいものとする。なお、算式中、リース物件価格および残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は、施設・機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。
ア リース料補助金額＝リース物件価格×(リース期間/法定耐用年数)×1/3以内
イ リース料補助金額＝(リース物件価格－残存価格)×1/3以内
- (3) 交付要綱別表1の4及び5-(2)に定める事業により機械整備を行う場合は、事業実施主体は、管理利用規程を定めるものとする。
- (4) 交付要綱別表1の6に定める事業により施設・機械整備を行う場合は、事業実施主体は、取り組みの加速化の内容について生産計画(運用様式第1号)を作成し、第2の(1)のアの事業実施計画書に添付するものとする。

第4 人材育成に必要な研修経費

交付要綱別表1の5-(1)に定める事業により人材育成を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、園芸作業の受託に従事する者(以下「研修生」という。)を新たに雇用し、栽培技術や機械操作等の習得のための実践的な研修や外部専門家による研修等を実施するものとする。
- (2) 事業実施主体は、研修生との間で、正規の従業員として雇用契約を締結するものとする。また、原則として労働保険(雇用保険、労働者災害補償保険)に加入させるものとし、事業実施主体が法人の場合は、厚生年金保険、健康保険に加入させるものとする。
- (3) 事業実施主体は、研修生に受けさせる研修の内容について研修計画(運用様式第2号)を作成し、第2の(1)のアの事業実施計画書に添付するものとする。また、研修の実施状況について研修実績(運用様式第2号)を作成し、第2の(2)の事業実績報告に添付するものとする。
- (4) 補助金額は、研修生一人につき月額100,000円又は研修実施月に支払った賃金月額のうちいずれか低い金額とする。
- (5) 同一の研修生・研修内容に対して、事業期間は最長2年間とする。

第5 拠点産地の広域展開支援

(1) 事業の実施手続

ア 事業実施主体は、実施計画書(交付要綱別紙5-1)をとりまとめ、交付要綱第4に基づき、住所地の市町村長へ提出するものとする。

ただし、取り組みが複数地域にわたる等、住所地の市町村長へ提出することが困難な場合は、事業実施主体から隠岐支庁・農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

イ 市町村長は、事業実施主体から実施計画書の提出があったときには、これを審査し、適当と認められたときには、交付要綱第4に基づき、隠岐支庁・農林水産振興センターを経由して知事に提出

するものとする。

(2) 事業の実績報告

事業実施主体は、実績報告書（交付要綱別紙5-1）をとりまとめ、(1)に定める手続きに準じて知事に提出するものとする。

(3) 利用状況報告等

ア 事業実施主体は、事業実施した年度の翌年度から5年間、利用状況報告書（交付要綱別紙5-2）を毎年1月末日までに(1)に定める手続きに準じて知事に提出するものとする。

イ 機械・施設等の利用に変更があった場合、事業実施主体は利用変更報告書（交付要綱別紙5-3）を(1)に定める手続きに準じて知事に提出するものとする。

第6 水田園芸チャレンジ支援

(1) 事業の実施手続

市町村長又は産地協議会等は、品目毎に栽培実証計画書（交付要綱別紙6）をとりまとめ、交付要綱第4に基づき、隠岐支庁・農林水産振興センターを經由して知事に提出するものとする。

(2) 事業実績報告

市町村長又は産地協議会等は、栽培実証の結果をとりまとめ、前項に定める手続きに準じて実績報告書を提出するものとする。

(3) 実証期間

実証展示期間は、毎年度3月31日までとする。期間内に成績が出ない作物の場合は、3月31日時点の状況を報告し、実績が確定した段階で改めて翌年度提出するものとする。

第7 ハウス等整備支援

(1) ハウス等整備費支援

ア 補助対象経費は、園芸用ハウス本体及び付帯設備の整備に必要な経費とする。また、付帯設備は、園芸用ハウス本体と一体的に整備する場合に限り灌水施設や養液システム等栽培に要する設備・装置を整備することができるものとする。ただし、交付要綱別表2の9(1)、9(2)、9(3)に定める事業はハウス内環境をモニタリングする装置の設置を必須とし、交付要綱別表2の9(4)、9(5)、9(6)に定める事業は省エネ、省コスト化に資する資材・装置の設置を必須とする。

イ 園芸用ハウス等の整備にあたっては、消防法（昭和23年法律第186号）及び園芸用ハウス等を設置する市町村の火災防止条例等に従うとともに、気象災害に強い施設づくりを進めるため、防災に配慮した構造、設置方法とし、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済又は民間の損害保険に加入しなければならない。

(2) 利用状況報告等

ア 事業実施主体は、事業実施した年度の翌年度から5年間、利用状況報告書（交付要綱別紙7-2）を毎年12月末日までに市町村長へ提出するものとする。

イ 市町村長は、利用状況報告書の写しを翌年の1月末日までに農林水産振興センター等を經由して知事に提出するものとする。

ウ ハウス等の利用に変更があった場合は、市町村長は、事業実施主体から提出された利用変更報告書（交付要綱別紙7-3）を農林水産振興センター等を經由して知事に提出するものとする。

第8 国際水準GAP・美味しまね認証の取得

- (1) 本事業を実施する農業者等及び交付要綱別表2のハウス受益者は、事業採択後1年以内に、国際水準GAP・美味しまね認証の取得を行うものとする。なお、新規就農者など営農実態がない場合においては、営農開始後1年以内に取得するものとする。
- (2) 本事業を実施する産地協議会等は、水田園芸エントリービジョンの取組主体に位置づけた農業者等が、国際水準GAP・美味しまね認証の取得を行うよう適切に指導を行うものとする。

第9 利益等排除

本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達（工事を含む）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益相当分が含まれることは補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、以下の（1）から（3）までに掲げる場合には、それぞれ、当該（1）から（3）までに定める利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。

ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いて判断するものとする。

（1）事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

（2）100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象額とする。

ただし、補助額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、補助対象としない。

（3）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費に計上する。

ただし、補助額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されることを要するものとする。

取り組みの加速化の生産計画

1. 品目

2. 事業実施主体

3. 経営概要（面積）

4. 施設・機械名

5. 現状と目標

現状			目標		
（年度）			（年度）		
栽培面積	出荷量	販売金額	栽培面積	出荷量	販売金額

※目標は、水田園芸拠点づくりエントリービジョンの目標年度とする。

研修計画（実績）

1. 研修を実施する法人等

2. 研修生氏名

3. 研修内容（実績）

年 月	研 修 時 間	内 容
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
研修時間合計		

4 習得した技術（実績）

-
-
-